

規制改革実施計画

〔平成 27 年 6 月 30 日〕
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で有り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この課題に強力かつ着実に取り組むため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、一昨年及び昨年の 2 次におたり「規制改革に関する答申」を提出した。その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 27 年 6 月 16 日に「規制改革に関する第 3 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通事項

1～4 (略)

5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業から寄せられる規制改革要望（各種手続きの簡素化等を含む。）については、常時受付、迅速に対応することとし、内閣に「規制改革ホットライン」を平成 25 年 3 月 22 日に設置した。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革会議に報告する。

6～8 (略)

平成26年 第16回 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

※「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(○、◎)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
◎：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
○：当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	措置の分類		
270220058	26年12月1日	27年2月3日	27年2月20日	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化	【提案内容】 自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化を要望する。 【理由】 現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。 既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化されている。米国では部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていないVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本においては、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心に普及が進んだが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2013年の自工会の調査では、国内向けに生産された180車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると158車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2013年に国内向けに生産された自動車420万台のうちイモビライザ装着車は340万台であり、普及率は80%に留まる。	(一社) 日本損害保険協会	国土交通省	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第11条の2第3項において、イモビライザを装備する場合における技術基準への適合義務を規定しています。	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第11条の2第3項	検討を予定	イモビライザの装備を義務づけることは、車両価格の上昇につながり、ユーザーへの負担になることから、イモビライザの装備に係る費用と効果について検討して参ります。